

船橋市立保育園の民営化に関する基本的考え方

1. 民営化の目的

民営化により捻出する財源を、待機児童への効率的な対応を図るために活用するほか、民営化する公立保育園の職員を、在宅子育て家庭への支援などの地域子育て支援や要保護・要支援児童の保護者への支援のため活用します。さらに、公立保育園における発達支援保育の充実や、緊急の一時保育の実施のために人材を投入します。

また、質の高い民間事業者の参入により、市全体の保育の質の向上を図るとともに、民間事業者の柔軟性や活力、ノウハウを活かした保育サービスを展開し、利用者が満足する保育サービスを提供していきます。

2. 民営化の進め方

保護者の理解や協力を得ながら、円滑な移行を図るため、民営化に関する情報は積極的に提供するとともに、説明や意見を聴く機会を確保します。

民営化を進めるにあたっては、民営化を進めるうえでの基本的なルールや、移行期において、お預かりしているお子さんに配慮するための進め方などを定めた民営化ガイドラインを策定します。ガイドライン策定にあたっては、保護者や関係者の意見を十分お聞きしながら作成します。

3. 民営化の手法

民営化する手法としては、市の財政的な効果、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の自立性等を考慮し、市の施設を譲渡または貸し付け、私立保育園として運営する「移管方式」とします。

4. 設置・運営主体

認可保育所の設置・運営の経験がある社会福祉法人等とします。

5. 対象園の選定基準

民営化対象園の選定には、地域の特性やニーズを踏まえ、以下の点を重視して、総合的な見地から判断して、市が決定します。

- ① 地域の公・私立保育園の設置状況
- ② 通園の利便性がよく、将来にわたって保育需要が見込めること
- ③ 民営化移行時に耐震整備や老朽化に伴う建て替え・改築・大規模修繕の必要がないこと

6. 民営化スケジュール

民営化にあたっては、2年間の準備期間を設け、平成25年4月から1園ずつ順次移行していきます。

民営化移行スケジュール(例)

23年度				24年度				25年度	
4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月
○対象園公表									
保護者説明									
事業者の公募・選定・決定・公表				引き継ぎ(合同保育期間を含む)					
				保護者・事業者・行政の話し合いの場					
								○移管	
								移行後の組織	

民営化の手法（指定管理と移管）

指定管理者制度（公設民営）	移管（民設民営）
保育所の設置者	市（新たな認可不要）
民間事業者（新たな認可が必要）	
保育料	児童福祉法の第 24 条、第 56 条により市が決定し、市の収入
入所決定	市が決定
経費負担	市から指定管理料として運営費を支払う。
市から国の負担金等を含めて委託料・補助金として交付。	
運営面での公立保育所との比較	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市が保育の内容・職員配置などの条件を仕様書で指示することが可能。 2. 職員配置、施設整備について市の保育施策や条件の範囲内で、民間事業者による柔軟な対応が可能。 3. 延長保育、障害児保育、その他の特別保育事業については、公募時の条件付けで実施可能。詳細については、市との協議。 4. 保護者等の要望については、内容により、指定管理者または市が対応。 5. 市の財政効果は、移管（民設民営）と比較すると少ない。
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者の保育方針を尊重した保育を行うことができる。 2. 基本的に国の配置基準や市の補助基準に基づき、民間事業者が独自に職員の配置、施設整備が可能。 3. 延長保育、障害児保育、その他の特別保育事業については、事業者の選定の際の条件とすることは可能。 4. 保護者等からの要望については、基本的に民間事業者が対応。 <p style="margin-left: 2em;">（1～4については、事業者の募集の際の条件としたり、事業者・保護者・市の間等で運営委員会を作り、協議することは可能）</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 市の財政効果は、指定管理者制度（公設民設）より大きい。